

農業生産法人制度について

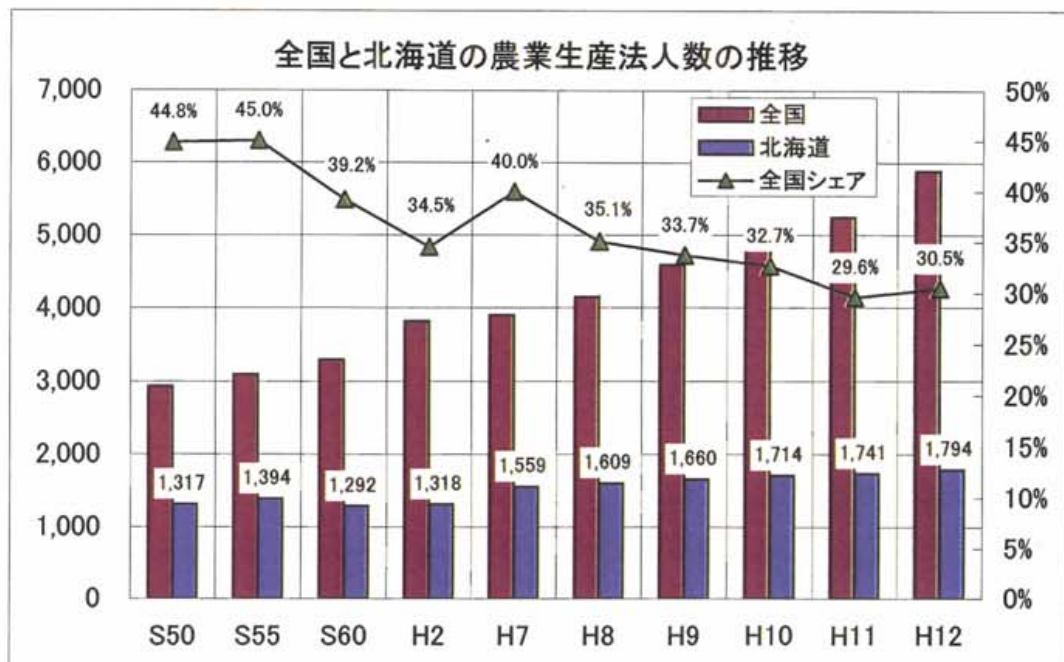
○昭和37年の農地法改正により家族農業経営の共同体として、農業生産法人を認知することとし、「農業生産法人制度」が創設された。

○農地法では、農地等の権利を取得できる法人は、原則として農業生産法人の要件を満たすものに限られている。

○昨年、農地法の改正により株式会社の導入を含む農業生産法人の要件の改正が行われ、本年3月から新たな農業生産法人制度がスタート。

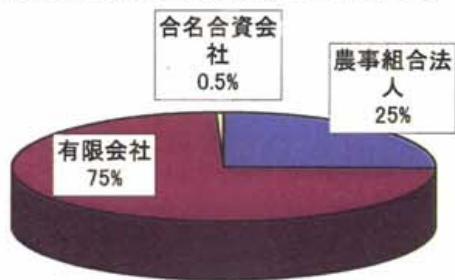
農地法の改正（平成13年3月施行）による農業生産法人の見直し内容

改正前	改正後
法人形態要件 農事組合法人、有限会社、合名・合資会社に限定	株式会社（株式の譲渡制限を行っているもの）を追加
事業要件 農業（関連事業を含む。）その附帯事業に限定	農業（関連事業を含む。）が主であるとの範囲で <u>その他事業の実施が可能</u>
構成員要件 農業者、農協、農業協同組合連合会、農地保有合理化法人等 （農業関係者以外の議決権は、全体で1/4以下、1構成員当たり1/10以下）	地方公共団体を追加（また、政令改正により、 <u>法人と継続的取引関係にある者を追加</u> ）
役員要件 役員の過半は、農業（関連事業を含む。）に常時従事する構成員 上記の常時従事役員すべてが、農作業に主として従事する者	役員の過半は、農業（関連事業を含む。）に常時従事する構成員（同左） 上記の常時従事役員のうち、 <u>過半の者が一定程度農作業に従事する者</u>

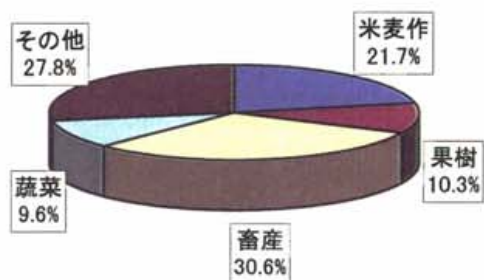


組織・経営形態別農業生産法人割合 (全国・北海道)

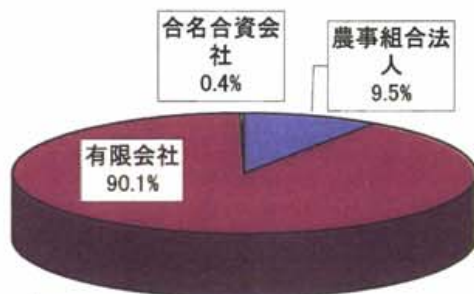
組織形態別法人割合 (H12年全国)



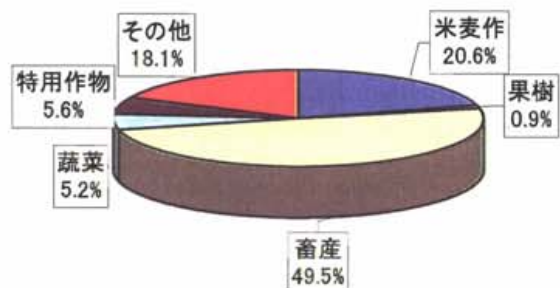
経営形態別法人割合 (H12年全国)



組織形態別法人割合 (H12年北海道)



経営形態別法人割合 (H12年北海道)



資料: 農林水産省構造改善局資料、北海道農政部北海道農地年報

○農業法人の形態

法人の形態	摘 要
農業法人	事業として農業を営む法人の総称。農業に合わせて農作業の請負や農産加工などの農業に付随する事業を行う法人も含まれる。(明確な定義はない)
農業生産法人	農地法の上で規定された名称で、農業法人のうち農地を利用する(所有権、賃借権等の使用収益する権利を取得できる)法人。(農地法第2条第7項)
農事組合法人	農業協同組合法第72条の8に規定される組合型の法人で、農業生産活動の協業化により組合員の共同の利益を増進することを目的とした法人
合名会社	社員の全員が会社債務について、会社債権者に対して直接、無限、連帯の責任を負う会社。(商法第62条～) 家族や親族等の人的結合の強い少人数の法人。
合資会社	無限責任社員と有限責任社員との2種類の社員からなる会社で、前者は合名会社と同じであり、後者は会社の業務を執行せずに会社の債務に対して出資額を限度として直接弁済債務を負っている。(商法第146号～)
有限会社	営利を目的として有限会社法により設立された会社。有限責任という株式会社の長所と人的信頼関係という合名会社の長所を加味した中間的な形態。 最低資本金：300万円、1口5万円以上の出資。
株式会社	社員が会社に対し各人の持つ株式の引き受け価額を限度とする有限の出資義務を負うだけで、会社債権者に対して何ら責任を負わない会社。(商法第165条～) 最低資本金：1千万円以上、1口5万円以上の出資。 ただし、株式譲渡制限を有するものに限る。

農林水産省資料より

○農業の法人化のメリット

①経営管理能力の向上

複式簿記記帳が義務づけられ、経営内容が明確に把握できる。

②労働環境の改善

社会保険制度が適用されることにより農業従事者の福利が増進される。

③対外信用度の向上

金融機関や取引先に対する信用力が向上し、資金調達や取引等が行いやすくなる。

④新規就農の促進

給与所得を得ながら経営や技術を習得できるので、新規就農の受け皿になりやすい。

事例1 JAふらの 農産加工の取り組み

1 富良野地域の概要

富良野地域は、北海道の中央部上川管内南部に位置する純農村地帯で、農業生産はにんじん、たまねぎなどの野菜（48%）を主体に水稻、畑作物（麦類、豆類、てんさい、ばれいしょ）等を作付し、これに流通・加工諸施設の機能を生かした農業が展開されている。

なお、富良野農協は、平成13年1月に東山地区農協、山部農協、上富良野町農協、中富良野農協、南富良野町農協と合併し、現在は「ふらの農業協同組合」となっている。

2 富良野農協の概要

区 分	正組合員数	耕地面積
JAふらの	2,477戸	23,572ha
うち旧JA富良野	567	5,323

資料：富良野地区新JA構想（H13年10月）

3 農産加工の取組みの背景と経緯

富良野の農業は、昭和40年代までは水田中心の農業が営まれていたが、米の生産調整が始まってからは、青果物の生産増強路線に転換し、「農外労働」に依存しない自立農業の確立に取組み、たまねぎ、にんじん、レタス、ほうれんそうなどの野菜類の生産拡大を図り、今日では、道外出荷第1位の地位を築いた。

それとともに、一般市場に流通しない品目の付加価値の向上、規格外品の有効利用による所得向上と、量販店や外食産業からの袋詰め製品や半製品製造の要請を受けて、昭和63年から農産加工施設の整備に取り組み、平成11年の農産加工品の販売高は約20億円（農協販売取扱高の約12%）まで成長を遂げている。

4 主な農産加工施設

設置年	施設名	施設規模	備考
S63	氷温漬物施設	491m ²	
H元	カット野菜・パック詰め野菜・むき玉ネギ製造施設	2,231m ²	
H2	野菜ソース・ドレッシング製造施設	648m ²	
H2	カット氷温加工消費施設 （氷温及びカット野菜の製造施設）	1,205m ²	札幌市
H7	にんじん濃縮液製造施設	1,878m ²	

資料：FURANO agri graph2000（富良野農業協同組合）

5 農産加工品の販売高

（単位：百万円）

区 分	H7	H8	H9	H10	H11
総販売高	17,692	18,429	18,073	21,318	16,405
加工食品販売高	955	1,373	1,536	2,153	1,991
農畜産物販売高	16,737	17,056	16,537	19,165	14,414
総販売高に占める割合	5.4%	7.5%	8.5%	10.1%	12.1%

資料：H7～H11年度農業協同組合要覧（北海道）

事例2 JA士幌町 農産加工の取り組み

1 士幌町の概要等

士幌町は、十勝北部に位置する純農村地帯で、農業生産は畑作（ばれいしょ、てんさい、小麦、豆類）と酪農、肉牛を主体に、加工・流通諸施設の機能を生かした農業が展開している。

2 士幌町農協の概要

区 分	正組合員数	耕地面積
JA士幌町	496 戸	14,330 ha

資料：平成13年版 北海道農協年鑑

3 農産加工の取組みの背景と経緯

士幌で生産されるばれいしょは、戦前までは個人の澱粉工場に出荷されていたが、安定的な価格での取引を行うためには、生産者が自ら澱粉工場を持つことが必要であると考え、昭和21年に士幌町農協の前身である士幌産業組合が工場を買い取り操業を開始した。

この様な取り組みが士幌町農協の農産加工の原点にあり、農業の安定・発展のためには、農民の手による原料の生産・加工の重視の認識のもと、「生産から加工・消費まで」を合言葉に農産加工分野に進出した。

昭和30年の合理化澱粉工場を手始めに、昭和37年のマッシュポテト工場の誘致、昭和48年の馬鈴薯コンビナートの建設、また、その後の輸入品の増加に対応して、昭和60年以降スイートコーン工場、コロッケ工場、ポテトサラダ工場、食肉処理施設などを設置し、市場の変化に機敏に対応している。

4 主な農産加工施設

設置年	施設名	処理能力	備考
S30	合理化澱粉工場	1,800 t/日	運営5農協
S48	ポテトチップス工場	5 t/hr	
S48	フレンチフライ工場	15 t/hr	
S60	スイートコーン工場	15 t/hr	
S62～ H6	調理食品（コロッケ）工場	200,000食/hr	
S63	ポテトチップス工場（埼玉県）	10 t/hr	食品開発
H5	ポテトサラダ工場（埼玉県）	2 t/hr	研究所

資料：事業のごあんない（士幌町農業協同組合）

5 農産加工品の販売高

（単位：百万円）

区 分	H7	H8	H9	H10	H11
総販売高	55,181	54,818	56,298	54,664	55,119
加工事業販売高	35,383	35,099	35,152	34,293	35,025
農畜産物販売高	19,798	19,719	21,146	20,371	20,094
総販売高に占める割合	64.1%	64.0%	62.4%	62.7%	63.5%

資料：H7～H11年度 農業協同組合要覧（北海道）

4 国土の多目的利用空間としての農村

北海道のグリーンツーリズム

○道内のファームイン開業軒数の推移

	H6まで	H7	H8	H9	H10	H11	H12
開業軒数	14	18	23	25	28	32	35

(北海道農政部資料)

○グリーン・ツーリズム関連地域資源

・受入施設等

ファームイン（農家民宿）、農家レストラン、農業体験等を受け入れている農場、観光農園、農産物直売所、市民農園、農産加工体験施設や関連する余暇活動施設などの箇所数。

・イベント

農業祭り、産業祭り、青空市など、都市と農村の交流や農村の特色をいかしたイベントで例年実施されているもの。

・事業制度

市町村や農協等で実施しているファームステイ、農業体験、研修等の受入事業、交流事業などグリーン・ツーリズムに関連する独自支援施策のある市町村。

平成13年1月現在

支庁	受入施設等	イベント	事業制度
石狩	143	14	
渡島	121	43	
檜山	20	7	厚沢部、瀬棚
後志	118	118	
空知	228	35	滝川、南幌、由仁、栗山、新十津川、北竜
上川	144	24	旭川、美瑛、南富良野、和寒、下川
留萌	34	8	豊富
宗谷	24	11	女満別、津別、斜里、小清水、置戸、白滝
網走	119	36	
胆振	43	13	追分
日高	24	8	
十勝	113	35	帯広、上士幌、中札内、更別、池田、豊頃、本別
釧路	52	13	鶴居
根室	16	7	別海、中標津
計	1,219	372	

(北海道農政部のHPより)

○道内市町村景観条例等

平成13年10月現在

No.	市町村名	条例名	制定年月日
1	富良野市	富良野市緑化推進条例	S61. 3. 18
2	占冠村	美しい占冠の風景を守り育てる条例	S62. 3. 18
3	美瑛町	美瑛町景観条例	H 1. 12. 15
4	夕張市	夕張市都市景観条例	H 2. 4. 2
5	小樽市	小樽の歴史と自然を生かしたまちづくり景観条例	H 4. 3. 31
6	様似町	ふるさと様似の景観づくり条例	H 6. 9. 30
7	函館市	函館市都市景観条例	H 7. 3. 22
8	中標津町	中標津町景観条例	H 8. 7. 1
9	江差町	江差町みどりの環境づくりに関する条例	H10. 3. 25
10	札幌市	札幌市都市景観条例	H10. 4. 1
11	黒松内町	黒松内町環境基本条例	H11. 3. 19
12	西興部村	美しい村づくり条例	H11. 10. 1
13	中札内村	豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例	H13. 3. 12

○道内のファームイン（北海道農政部のHPより）

北海道のファームイン

①ファームイン・
ローマンカモミール
豊富町字沼向
tel:0162-84-2366

②山奥のファームイン
ぶんちゃんのリ
浜頓別町字豊寒別
tel:01634-2-4563

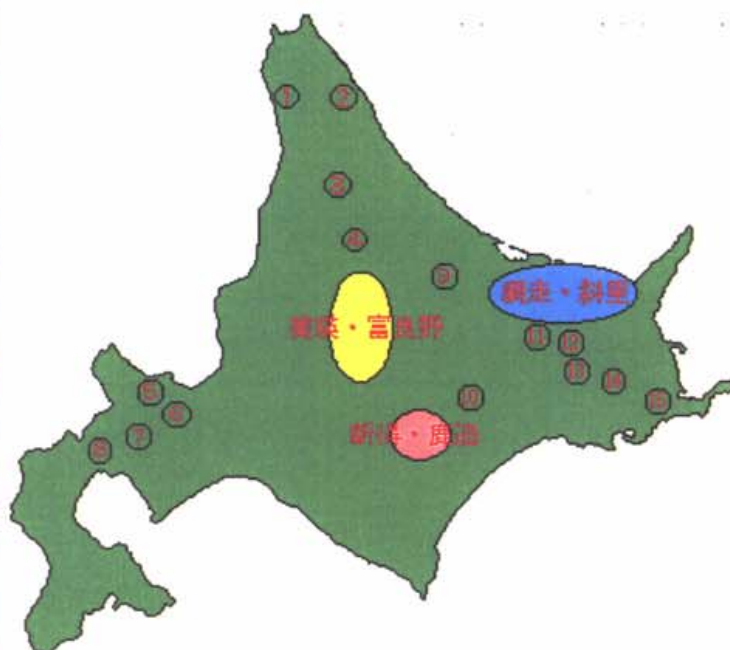
③ファーム イント
美深町字仁宇布
tel:01656-2-3939

④ファーム未来
士別市上士別町 17 線南
66
tel:01652-4-2998

⑤まるまったファーム21
余市町豊丘町 1094
tel:0135-22-4022

⑥民宿あったべや
赤井川村字常盤 159
tel:0135-34-6436

⑧タンポポハウス
黒松内町字豊幌 307-7
tel:0136-72-3043



⑨有機農園おやじの村
白滝村字白滝 122-3
tel:01584-8-2119

⑩ファームインときわ
足寄町常盤 23-2
tel:01562-5-5258

⑪ファームステイ・ティエラ
津別町豊永 40
tel:01527-6-2463

⑫かわゆ FM ふあーむ in
弟子屈町字跡佐登原野
68
tel:01548-3-2309

⑬ファームイン摩周
弟子屈町字弟子屈原野
tel:01548-2-3098

⑦農家民宿 寅さんの家
蘭越町豊国 531-2
tel:0136-57-6139

⑭ファーム イン ビパーク
標茶町虹別 432-7
tel:01548-8-2043

⑮押切牧場
浜中町姉別原野
tel:0153-68-6031

美瑛・富良野

TAISEIファーム
美瑛町字大久保協生
tel:0166-92-4179

カントリーハウスKAKI
美瑛町字北瑛第一
tel:0166-92-3588

ファームペンション・ウィズユー
美瑛町字新星第一
tel:0166-95-2748

ファームイン沢の村の館
美瑛町字上宇莫別
tel:0166-92-4265

コスモス・ファーム
上富良野町西2線北 28
tel:0167-45-4995

ファームイン池田
富良野市西学田二区
tel:0167-23-5361

ファームイン・
バーバリアン牧場
富良野市東9線0号
tel:0167-23-5736

星人の宿ペンション和田
富良野市麓郷別天地
tel:0167-29-2468

ファーム・イン富夢
中富良野町東4線北 14 号
tel:0167-44-3770

農村ホリデー
ペンション&レストラン自然舎
中富良野町鹿討農場
tel:0167-44-2229

網走・斜里

牧場&民宿アニマの里
網走市湖の口
tel:0152-43-6806

アムロファーム
網走市豊郷406
tel:0152-46-2264

ファームイン夢木香
斜里町大栄51-6
tel:01522-3-5333

じゃがいも亭
斜里町以久科北 127
tel:01522-3-0163

新得・鹿追

大草原の小さな家
鹿追町笹川北7線 11-3
tel:01566-6-2200

ヴィレッジ432
新得町字新得基線 98
tel:01566-4-4320

ヨークシャーファーム
新得町字新得基線 115-7
tel:01566-4-4948

つつちゃんと優子の
牧場のへや
新得町字上佐幌西1線 87
tel:01566-5-3548

カントリー ファーマーズ
藤田牧場
鹿追町瓜幕西 28-26-5
tel:01566-7-2316

カントリーパバ
山岸農園
鹿追町鹿追北 5-11-1
tel:01566-6-2888

農業・農村の多面的機能（北海道）

区分	機能	効果	地帯別の特徴				受益者		
			稲作地帯	畑作地帯	酪農地帯	複合地帯	農村部の農家住民	農村部の市街地住民	道内の都市住民 道外住民
内部経済効果	農産物生産機能	農産物の生産による国民の食料の安定供給	○	○	○	○	○	○	○
	副産物生産機能	農産物の生産による、堆肥、稲藁、麦藁等の副産物の産出	○	○	○	○	○		
	関連産業誘発機能	農産物の生産に伴う生産資材製造業など関連産業活動の誘発	○	○	○	○		○	○
外部経済効果	国土保全機能	洪水防止機能	○	○	○	○	○	○	○
		土壌浸食防止機能	○				○	○	○
		風害防止機能		○			○	○	
		水資源かん養機能	○				○	○	○
		水質浄化機能	○				○	○	○
		大気浄化機能	○	○	○	○	○	○	○
	アメニティ機能	景観保全機能		○	○		○	○	○
		保健休養機能	○	○	○	○	○	○	○
		生態系保全機能	○	○	○		○	○	○
	教育・文化機能	自然教育機能	○	○	○	○	○	○	○
		農業実務研修機能	○	○	○	○	○	○	○
		歴史文化伝承機能	○	○	○	○	○	○	○

（平成10年3月：北海道農政部、北海道地域農業研究所）

東京都・帯広市相互交流事業

次代を担う都市と農村の青少年の相互交流を通して、農村部の農業者と都市部の費者の交流・相互理解を深めることを目的に、昭和 63 年度から実施されている。

事業の概要は下表の通りである。

	東 京 都	帯 広 市
事 業 名	東京都少年団体リーダー研修	帯広市農村部中学生東京派遣事業
実 施 機 関	東京都教育委員会 東京都子ども会連合会	東京帯広相互交流実行委員会 (帯広市、市内 3 農協など)
目 的	東京都内の少年団体リーダー（小中学生）を北海道に派遣し、自然学習、農作業、帯広市の小中学生との交流を通して心身を鍛えリーダーとしての資質の向上を図る。	帯広市の農村部の中学生を東京都へ派遣し、都市農業、農畜産物流通、都市生活等を体験することにより、農業・農村への理解を一層深めるとともに、次代を担う青少年の育成向上を図る。
事業（研修）の内容	ファームステイ（中学生） 農業体験、畜産物加工研修、牧場見学、地元小学生との交流（小学生）	ホームステイ 都内農業・農産物流通施設見学
参加人数 (S63~H12)	計 2230 名（小学生 450 名、中学生 1300 名、その他 480 名）	計 518 名（中学生 456 名、その他 62 名）

● ファームステイ登録制度

昭和 63 年度より東京都との交流事業が開始されたことにより、ファームステイを受け入れてくれる農家の確保の必要性に迫られていたこと、同時に、受け入れる際の内容の均一化を農家側が望んでいたこと、更には、農村の持つ機能や農業の重要性を知る手法としてファームステイが注目され始めたということがきっかけとなり、全国に先駆けて、平成 4 年度より、ファームステイの受け入れ可能な農家を登録しておき、希望が寄せられると、市が仲介する形で登録農家の中から条件に見合う農家を選定し紹介する制度が実施されている。

「わが村は美しくー北海道」運動について

1 運動の趣旨

北海道は明治初期の開拓以来 130 年、厳しい気象条件を克服し、西欧や米国の近代的な農業技術を取り入れ、火山灰や泥炭などの厳しい土地条件を改良しながら、今日では我が国最大の食料基地として発展してきた。

近年では、安全な食料の安定的供給といった役割に加え、雄大な自然と美しい景観に恵まれた北海道の農業・農村には、自然環境の保全、良好な景観の形成など、いわゆる多面的機能の十分な発揮が期待されている。

こうしたなか、北海道の持つクリーンな魅力の一つのブランドとして、消費者の求める安全・健康志向に応えるとともに、本州にはない広大な農村空間の魅力を地域の資源として活用し、活力のある農業農村を築くことを目途として「わが村は美しくー北海道」運動を展開するものである。

2 運動の展開方法

この運動は、地域の個性を尊重しつつ、地域の主体性に基づき、住民自らが「ブランドデザイン」を描きながら、住む人が自慢できる美しい景観の形成、農産物や特産物のブランド化、都市住民等との交流を通じた北海道観光の魅力づくりの3つのテーマに沿った取り組みを展開するものである。

(1) 「景観を育てる」

- ・地域の特色ある自然・景観（緑地・水辺等）や伝統・文化を活かした「個性的な美しい村づくり」
- ・環境の保全・創造を通じた「誰もが安心して住める村づくり」

(2) 「地域の特産物を育てる」

- ・消費者ニーズに応え、環境との調和に配慮した、安全で安心できるクリーンな食料の提供に向けた取り組み
- ・豊かな農林水産資源と原産地にこだわった魅力あふれる特産物から生み出される新たなブランドづくり

(3) 「人の交流を育てる」

- ・都市など他の地域との交流を通じた魅力ある農業・農村の形成と地域の活性化
- ・本運動と連携した、新たな観光資源としての北海道の魅力づくり

3 運動推進のための取り組み

この運動の推進のため「北海道田園委員会」を設立する。

「北海道田園委員会」は、地域の魅力づくりへの参加をすべての人々に呼びかけ、住民、団体、専門家、行政、企業など多くの関係者の協力を得ながら、地域住民の主体的な参加による美しい景観・環境の保全・創造や地域の特産物のブランド化など様々な取り組みの全道的な展開をめざす。

さらに、この運動をより実効性のあるものとするため、本委員会の中に「景観」、「地域特産物」、「人の交流」の3つの部会を置き運動の円滑な展開に資する。

また、他の地域の模範となるような取組に対し、これを表彰し、運動の普及を図る。

4 「北海道田園委員会」の開催

- ・平成13年2月20日、第1回「北海道田園委員会」開催

今後の運動の展開にあたっての、具体的な運動の進め方、表彰のあり方、北海道の農業・農村の展望等について意見交換を行った。

- ・平成13年10月2日、第2回「北海道田園委員会」開催

第1回委員会の提言をふまえ、「景観」、「地域特産物」、「人の交流」の3つの部会において検討された運動展開の考え方やコンクールの応募要領等について検討し基本方向を決定した。第1回コンクールを開催することとした。

5 第1回コンクールの開催

- ・第1回コンクールの応募受付

平成13年11月～14年3月

- ・運動の推進及びコンクールのPRのためのシンポジウム開催

平成13年11月20日 網走管内（網走開発建設部主催）

平成13年12月11日 十勝管内（帯広開発建設部主催）

平成13年12月13日 道北地域（旭川、留萌、稚内開発建設部主催）

平成13年12月14日 上川管内（旭川開発建設部主催）

（参 考）

「北海道田園委員会」委員名簿（敬称略、50音順）

○梅田 安治	（農村空間研究所長）：景観部会長
大江マチ子	（大江本家社長）
○太田原高昭	（北海道大学農学部長）：地域特産物部会長
加賀谷 強	（新篠津村長）
河野 順吉	（深川市長）
工藤 一枝	（ベッカリイ（株）社長）
小澤 仁良	（北海道土地改良事業団体連合会長）
坂本 眞一	（北海道旅客鉄道（株）社長）
佐野 力三	（別海町長）
須賀 俊博	（札幌厚生病院院長）
○千賀裕太郎	（東京農工大学教授）：人の交流部会長
高柳 裕	（北海道農政部長）
武井 正直	（北海道経営者協会会長）
月尾 嘉男	（東京大学大学院教授）
◎戸田 一夫	（北海道電力株式会社相談役）
野中ともよ	（ジャーナリスト）
林 美香子	（フリーキャスター）
林 光繁	（十勝毎日新聞社長）
日浅 尚子	（北海道新聞社東京支社政治経済部次長）
宮田 勇	（北海道農業協同組合中央会長）

◎：委員長、 ○：部会長